

令和 6 年 6 月 28 日現在

機関番号：33701

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2023

課題番号：19K02256

研究課題名（和文）第三者評価事業が社会福祉施設に根づくための実践モデルの形成と有用性の検証

研究課題名（英文）Formation of a practical model for establishing a third-party evaluation program in social welfare facilities and verification of its usefulness

研究代表者

谷口 真由美（Taniguchi, Mayumi）

岐阜協立大学・地域創生研究所・研究員

研究者番号：90413301

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：「福祉サービス第三者評価事業」が、利用者のより良い生活の実現と、職員の業務に関する気づき・変革を促す装置として機能することを目的に、第三者評価事業の実践モデルを創設、B高齢者施設にて用い、モデルの有用性を検証した。その内容は、評価の過程に観察・記録・サポートの役割を担うモバイルチームを発足させ、業務改善までの継続評価を実施した。先行研究で実施した「A県社会的養護施設における第三者評価事業の実態調査」から受審施設・評価機関は評価項目に乖離がある結果に対して、モバイルチームは、乖離を埋め、相互の代弁者となり理解を深める役割を担った。そして、継続評価で業務改善へ繋ぐ実践モデルの有用性を検証できた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

実践モデルを検証する中で、利用者支援の本質を問う課題に改めて着目した。社会福祉施設が利用者に寄り添ったケアの実現が難しいのは複合的要因がある。養成機関のカリキュラムの課題や、福祉現場の人員不足による負担、組織が機能分化・分業するなか、立場や業務が優先されることも作用する。結果、業務優先という制約の中で利用者のサービスは提供されてきた。近年、より良いサービスの提供のための施策が進んできたが、目覚ましい福祉現場の改善は無い。これは福祉全体の変革を阻む。今後、実践モデルに以上の視点を検証し、利用者のより良い生活の実現と、職員の業務に関する気づき・変革を促す装置として機能するために新たな知見となる。

研究成果の概要（英文）：With the aim of the "Welfare Service Third-Party Evaluation Project" functioning as a device to realize a better life for users and to encourage awareness and change in staff work, a practical model of the third-party evaluation project was created and used at B elderly care facility to verify its usefulness. The content involved the launch of a mobile team to observe, record, and provide support during the evaluation process, and to carry out continuous evaluation until operational improvements were made. A previous study on the "actual status survey of third-party evaluation projects at A prefecture social welfare facilities" found that there were differences in the evaluation items between the facility and the evaluation agency. The mobile team filled the gap and played the role of acting as spokespersons for both parties to deepen understanding. The usefulness of the practical model, which leads to operational improvements through continuous evaluation, was then verified.

研究分野：社会福祉

キーワード：福祉サービス第三者評価事業 実践モデル 継続評価 より良いサービスを受ける権利 モバイルチーム 業務改善の評価 対話 観察者

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

様式 C - 19、F - 19 - 1 (共通)

1. 研究開始当初の背景

(1) 第三者評価事業の実態

「福祉サービス第三者事業」は施設の提供するサービスの質を、認証を受けた第三者機関が評価し、職員の業務に関する気づき・変革を促す装置として位置づけられている。2001年の制度化以来、都道府県に事業を押し進める推進組織が設置され、行政監査の緩和要件に加えられたり、社会的養護施設の受審が3年毎に義務づけられたり(2012年3月)、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」の改正等、制度上の進展はみられるが、社会的養護施設以外の受審は任意で、福祉施設全般の平均受審率は停滞している。そのため公表される評価結果から、国民がサービスを選択・活用することは難しい。さらに第三者評価事業が、業務の変革を促し、利用者のより良い生活を実現できているか否か効果の普遍的な可視化はされていない。このような状況下で、多くの機関や研究者が本事業の調査・研究を進め課題や限界を指摘してきた。しかし具体的で包括的な提案は少ない。

(2) 先行研究で実施した「A県社会的養護施設における第三者評価事業の実態調査」(2015年12月悉皆調査)と、「イギリス社会的養護施設と評価機関 Ofsted の連携の実態調査」(2017年2月訪問調査)から以下の結果を得た。(イギリスにおける Ofsted 誕生の背景は、保守党のサッチャー政権からメジャー政権に移った1992年に学校評価として誕生し、労働党ブレア政権で子ども社会的養護施設の評価も含むこととなった)。

評価基準の理解：受審施設職員の8割以上、評価を牽引する調査員の約6割が「評価基準を十分に理解していない」、「評価に対する乖離がある」(施設職員の約45%、調査員では約80%)と回答した。「評価の基本的捉え方(評価のものさし)」の乖離が一番高かった。

受審施設の変革に取り組む土壌：受審施設の変革が進められるためには職員一人ひとりの前向きなエネルギーの醸成が必要である。しかし、忙殺される日常業務の中では業務の限界が引かれ、後ろ向きのエネルギーが生じる。これらの状況を事業所の自主的な努力に期待しているだけでは不十分といわざるを得ない。

評価の経験と機関の更新：社会的養護施設の評価を行う評価機関には厳しい更新の条件(実績)があり、受審率が停滞している状況下でこの更新は、評価機関の質の高い評価よりも組織力に自然淘汰されることが懸念される。評価を牽引出来る評価機関を育てるために本事業の意義の啓発や、評価機関同士の連携の方法を考える。

点の評価：一過性の点の評価ではなく、評価機関と受審施設は日常的に接点を持ち、評価機関のパートナーとしての「継続的」な評価方法が必要。イギリス Ofsted はサービスの質と費用対効果の向上を目指して厳しい権限が与えられ責任を遂行する一方で、現場の実践をパートナーとして支える機能も果たしていた。訪問先のソーシャルワーカーはクライアントのサービスの質を保障するために、苦慮する運営資金の確保や行政との交渉に向けて Ofsted と積極的に連携を図っていることが分かった。

システムの確立：評価機関・受審施設相互に内包する課題があり、第三者評価事業全体が十分に機能していない。事業を担う個人・組織の課題解決を図ると同時に、評価の過程で両者へ柔軟に支援できるシステムの必要性が明らかになった。

以上を踏まえて、評価機関と受審施設が評価する側とされる側の乖離を埋め、協働の方法を検証した。これまでの評価機関の訪問調査(2.5日)による一過性の「点」の評価ではなく、日常的に受審施設の気づきを促し評価が確実に業務改善へと繋ぐ、継続的「線」の評価システムを明らかにした。

2. 研究の目的

2010年、研究者・施設職員・行政担当者等で構成される第三者評価の研究会を立ち上げ、第三者評価の課題を多面的に検証してきた。今回は、これまでに明らかになったことを踏まえ、第三者評価事業へ具体的・包括的な提案を行った。評価・改善の過程に立ち合い、柔軟に評価過程を支援するモバイルチームを加えた実践モデルを形成し、その有用性を検証することとした。最終的には、第三者評価が職員の業務に関する気づき・変革を促す装置として機能することによって、国民のより良いサービスを受ける権利の実現となることを目指している。

(1) 実践モデルの稼働

第三者評価事業を構成するメンバー間の連携方法と基本的な態度の整理

評価機関の調査員及び受審施設の職員の役割を明らかにする

モバイルチームの組織と役割を明らかにする。

業務改善調査の調査項目と分析方法の検討

改善の評価の範囲と評価項目の策定、改善の道筋(組織・取り組み方、評価の視点)検討

(2) ベルギー精神医療改革の視察からモバイルチームの着想を得る

視察の目的は、不可能を可能としたベルギーの脱施設化が成功した秘訣を学ぶ。(2018.2.19～22訪問調査)

(3) ドイツにおける老後の生活の選択肢を考える(2024.2.19～23)

パーソンセンタードケア(利用者を中心に据えるケアの展開)の実態

支援の担い手の人材育成

支援の現場の課題

機関・団体・施設の評価システム(MDK)

ドイツにおける高齢者支援とライフワークの実例

3. 研究の方法

(1) 受審施設Bにて実践モデルの稼働概要

研究対象となる受審施設の選定は、実践モデルの普遍化を図るために、2019年度第三者評価事業のサービス種別受審数が最も多い特別養護老人ホームを標本として、研究チームが常時介入できるA地域を検討した。その結果、第三者評価を積極的に受審して、法人として評価を運営に反映させる意思があり、グループウェア導入や看取りの取りの組みなど、長年にわたって施設改革に取り組んでいる特別養護老人ホームBを、受審施設として決定した。評価機関の選定は、ほとんどの評価機関から「組織が十分成熟していない」という理由で研究協力が難色を示された。唯一、県外の評価機関Cが趣旨に共感していただけた。評価機関Cは県内外を問わず多数の評価実績を持ち、受審施設B及び研究チームとはこれまで面識は無いが、第三者評価事業を変革させたいという思いは繋がっており忌憚のない意見交換が期待できると判断した。研究チーム、受審施設Bの施設長、評価機関Cの調査員および、モバイルチームによる合同研究会を、月1回程度のペースで実施(メンバーの就業後19:00~21:00に開催。対面・オンラインのハイブリット形式で会議を行った)し、研究目的に対する方法の検討を重ねた。

2020年10月受審施設Bは第三者評価事業の受審を実施した。受審前に、「第三者評価及び業務改善調査」を実施(評価に臨む職員の意識の確認とこれから取り組む改善内容をより「見えるようにする」「究めるようにする」趣旨)、第三者評価事業受審後、「第三者評価事業が福祉施設に根づくための実態調査」「業務改善終了後の調査」の計3回計画した。調査で依頼するアンケートは、処遇に関わる全職員が実施することとした。第三者評価を受審するにあたり、受審施設Bでは施設長が中心になって第三者評価の意義について職員全員に研修会を実施した。さらに施設内の自己評価委員会メンバーと研究チームの交流会を実施し本研究の意義を共有した。同時に評価機関Cは利用者アンケートを実施した。2021年1月、第三者評価報告会を開催し、受審施設Bの施設長および職員・評価機関Cの調査員、モバイルチーム、研究チームが参加した。評価結果を受けて、受審施設Bの今後取り組んでいく改善点として、中・長期的なビジョンと計画の策定、マニュアルの定期的な改定と周知、グループウェアを活用した情報共有の3点を抽出した。その後、モバイルチームの改善過程の関与について検証を進めるとともに、前回の「第三者評価及び業務改善調査」から得られた結果をもとに「第三者評価事業が福祉施設に根づくための実態調査」の調査項目を修正、2021年8月に実施した。

(2) ベルギー精神医療改革の調査の概要

ベルギーは、日本の九州位の面積で人口は約1160万人、連邦政府と3言語共同体政府と3地域政府の計7政府(7政府は同等・同格)である。ベルギーは人口1,000人当たりの精神科病床数が世界第2位(1位は日本)で脱施設化が長年進まなかった。要因の1つに精神科病院の85%が私立であった。脱施設化を成功したイタリアも有名であるが、公立の病院が中心で改革の条件が整えられていた。ベルギーは困難な状況下で、病床を30%削減して地域ケアへ移行した。これまで病床に充てていた職員や機能を地域訪問チームへ転換させ、その地域ケアの中心的な役割を担ったのがモバイルチームであった。モバイルチームは、早期介入チーム、アウトリーチチーム、クライシスチームに分かれて活動していた。日本でもモバイルチームの機能は、災害支援やコロナ禍における保健所等の活動に見られる。同時に、人を中心に据えるパーソンセンタードケアも継承された。視察プログラムは故ギド・ピーターズ教授(ベルギーフランドル精神医学会元理事長)に調整いただいた。その内容はあらゆる分野が網羅され、我々日本の視察団へベルギーの精神医療改革について発表いただいた担当者も4日間で36名に上った。ルーベン大学キャンパスを中心に家族会などの機関・団体を訪問した。最終日はベルギー政府との懇談会が用意されていた。

(3) ドイツ高齢者施設訪問調査の概要

当初2020年3月ドイツ視察を計画していたがコロナ禍でドイツ渡航が困難となり、最終年度にようやく訪問調査が実現できた。ドイツ(ドイツ連邦共和国)は、第2次世界大戦後、東ドイツと西ドイツの2つの国家に分かれていたが、1989年、東西を隔てていたベルリンの壁が壊され、1990年に再び統一国家となった。ドイツは欧米の中でもとくに経済力の高い国で、文化面でもベートーベンをはじめとするクラシック音楽の本場である。学問の分野でも、2014~2015年の世界の大学ランキングのトップ100校の中にドイツ語圏の大学が8校ランクインし、2014年までのノーベル賞受賞者数は、アメリカ、イギリスに次いで輩出している。



福祉はできる限り公費を押さえて、社会保険で賄われている。日本と政策や文化の交流がある。訪問施設「イチョウランゲン」は国の補助や融資などは一切受けずに、有志からの出資で設立した認知症専用エリアを有する高齢者共同住宅であった。50歳以上の50人程度の入居者が2つの隣り合ったバリアフリーアパートに住んでいる。入居に関しては、すでに入居している方たちがイチョウの家の住民として相応しいか合議で決める。必要に応じて、同じ気持ちの人々と助け合

いながら、個人の生活も大切にしている設立当初からのコンセプトが守られている。ミーティングはあるけど自治会という形式は無い。レーベンハウスは、フランクフルト市内の、レーマー広場から徒歩数分のところにある、カリタスフランクフルトが運営する。日本と同様に人員不足が現場の大きな課題であった。

(4)倫理的配慮

本研究における受審施設の職員を対象とした調査にあたっては、職員および施設長に対して、書面で調査の目的・意義・方法を説明し、調査結果を研究目的以外には使用しないこと。回答者のプライバシーの保護に配慮し、無記名による回答は統計的に処理して研究期間終了後にデータを破棄すること。いつでも同意の撤回および、調査の中止、情報の抹消ができることを約束した。以上に加えて、研究申請時在職した中部学院大学・中部学院大学短期大学の研究倫理委員会の承認を得て研究を実施した。

4. 研究成果

(1)実践モデルの稼働

「第三者評価及び業務改善調査」調査結果

基本属性は、男性は30代が56.3%と最も多く、次いで40代~50代が25.5%を占める。一方、女性は40代が42.9%と最も多く、次いで30代が23.8%を占めていた。次に職種をみると、ケアワーカー37.8%、管理・主任13.5%、サブリーダー8.1%、その他29.7%であった。ケアワーカーに従事している人は男女とも40%弱で、女性の管理・主任に従事している人は少ない傾向にあった。勤務年数をみると、10年以上が45.9%と最も多く、全体の約68%が5年以上の勤務経験があった。職員の7割強が「第三者評価は必要」と認識しており、約8割の職員が「職員全体での取り組みが必要」と答える一方、評価基準を理解していない人も6割程度いた。組織内に相談体制があるなか、困りごとやストレスを抱えている人が半数以上いた。利用者支援においても、男性職員やケアワーカーの半数は何らかの困りごとを抱えている状況であった。

職場の楽しみ、やりがいについては、男性の半数が職場に楽しみを感じていなかった。一方で管理・主任の立場にある人の8割は、職場を楽しんでいると感じていた。職場内のコミュニケーションについて、新人と世代・経験の離れた職員とのコミュニケーションが難しいと感じている人が多かった。管理職の仕事の悩みについては、「中長期的な計画」を悩みとして挙げた人が管理職の55.6%を占めていた。

「第三者評価事業が福祉施設に根づくための実態調査」の方向性を再検討

前回の調査で日々の業務と改善に取り組む余裕がない職員がいることに関して、受審施設Bの施設長から、「看取り介護の取り組みは3年が経過して症例は13件であるが、最近ではマニュアルによる対応だけでなく、死生観を研修で取り上げ、取り組みが育っている。このような取り組みを評価してもらえると職員は嬉しい」との意見があった。職員のやる気を引き出すことや、職員の潜在的な問題点などの視点を調査項目に反映させる必要がある。研究が目指すところへ、現場の意識は現段階では向いていないが、今後の職員の気づきに注目しながら調査を続けていく意義があることを確認した。第2回業務改善調査では、職員が第三者評価の意義を再度見つめ直す機会にすること。受審施設Bが取り組む3つの改善点(中・長期的なビジョンと計画の策定、マニュアルの定期的な改定と周知、グループウェアを活用した情報共有)が、どのくらい職員に浸透し、日々の実践で意識されているかを確認し、新たな課題を見つけることを調査目的に含めた。2021年8月、「第三者評価事業が福祉施設に根づくための実態調査」を実施した。

(2)モバイルチームの活動

改善計画

改善の評価項目を確認する協議にモバイルチームが参加し検討を重ねた結果、福祉サービスの基本方針と組織。組織の運営管理。適切な福祉サービスの実施を評価項目として、受審施設の第三者評価を実施した後に改善点を抽出することになった。また、評価から改善点を導き出す方法については、モバイルチームが受審施設Bと評価機関Cの意見を仲介しながら議論を進め、改善点を抽出する方法を確認した。業務内容や役割など多岐にわたる改善点の中から、すぐできるもの。時間をかけて計画的に進めないといけないもの。予算を付けられないものに整理した。

受審施設Bで開催された「評価結果報告会」にモバイルチームが参加した。報告会では、第三者評価の結果を踏まえて、評価機関Cより3つの改善点が提案された。モバイルチームは、受審施設Bに対して、改善のために職員の力量(信頼関係・自信・業務理解)が人事評価や報酬に反映されるものになっているか等、法人の運営システムにも言及していくことを確認した。また、受審施設Bから「改善の優先順位を決めて取り掛かっていきたい」という意向を確認し、評価機関Cに受審施設Bの意向を伝えるなどの意見調整を図った。

改善評価

改善評価の方向性や合意形成の協議の場において、評価機関Cが受審施設Bの改善に対する解決策を提示してしまう場面があった。この協議はコンサルティングではなく、評価項目ができているか否かを評価するものでもない。改善評価におけるモバイルチームの役割は、対話によって評価を行い、改善を前に進めるものであることを丁寧に説明する必要があった。

評価方法について、モバイルチームはセブクロス法活用の提案を行った。評価項目は受審施設B、評価機関C、研究チームが協議して精査することになった。また、完全な項目を作るのではなく、モバイルチームが受審施設および評価機関と議論を重ねるなかで、論点を整理しながら

対話型評価をしていってはどうかという意見があり、継続して検討することとなった。

業務改善調査

モバイルチームは、「第三者評価及び業務改善調査」から設問内容・回収方法の検討等に加わった。その後、「第三者評価事業が福祉施設に根づくための実態調査」の設問内容の見直しをするなど、調査項目作成に関与した。

(3) 国外視察から示唆されたこと

ベルギー視察からは、本研究テーマである実践モデルのコアとなるモバイルチームの構想を得て、実践につなげた。ドイツ視察からは、人員不足等による職員のストレスを垣間見るも、日本の施設だけで完結するケアと異なり、訪問施設では、家族ボランティアが大きな力となっている(日の本ボランティアは組織的であるが、ドイツのボランティアは個人の興味・関心で自由に活動)。ドイツの評価MDKに対する職員の捉え方は、評価の際、揃える書類の準備が大変、評価が怖い等、日本の第三者評価事業を受ける受審施設の反応に似ている。しかし、ドイツの評価後の職員研修は手厚かった(年間、数か月単位の研修)。老後の暮らしの選択は、ドイツは日本より多様であった。現役時代の収入とリタイア後の収入の比較である所得代替率は日本(35%)と比較するとドイツが高い。老後の暮らしの選択は、政治・経済・文化が影響する。ボランティア活動は日本は組織的であるが、ドイツでは個人の興味・関心に基づいた活動であった。

(4) 実践モデルの有用性と新たな課題

評価は援助が目標を達成するのに有効であったか可視化するもので、評価基準(物指し)により職員の主観を基にした自己評価と、第三者による客観的に目的を果たせたか評価する第三者評価がある。職員の自負している主観は自分達を信じる強さを生み、客観的視点を受け入れることは、外部(社会)と課題を共有する力を育て、どちらも援助過程に必要である。業務の改善は、表面的に業務が整えられるのではなく、職員一人ひとりが主体的なエネルギーを育み、確実に利用者サービスに繋がることである。そのため、モバイルチームをはじめとする評価に関わるチームが、受審施設に継続的に赴き、実際に現場の職員と言葉を交わし、利用者への関わりの様子を実感することが施設の土壌が作りへの支援の前提である。

モバイルチームは、改善計画・改善評価・業務改善調査の検討や協議において、受審施設と評価機関が、自由で闊達な意見を交わせるように相互に関わり、意見を述べ、提案を行った。従来の第三者評価事業では、しばしば受審施設が調査機関の評価を威圧と捉えたり、評価機関が受審施設の思いを軽視することがあった。しかしモバイルチームを加えることによって実質的な業務改善へ導く見通しを得た。モバイルチームの存在は、評価から改善に至るプロセスにおいて、受審施設と評価機関のパートナーシップを維持しながら、受審施設の核心的気づきを促す重要な役割を果たした。また、職員との交流の場面において、研究チーム、モバイルチーム、評価機関の調査員相互のコミュニケーションが噛み合わなかったり、認識のずれがみられる場合、対話の基本スキルを習得したモバイルチームが関与することによって、「評価する側とされる側」という関係の緩和とともに、対話型評価の視点の共有を生み出すことができた。

実践モデルの有用性が得られた一方で、福祉施設がより良いサービスを提供する上で、今こそ着手すべき構造的課題も見つかった。社会福祉施設が利用者に寄り添った、より良いケアの実現が難しいのは複合的要因がある。養成機関の専門性を高める養成カリキュラムの課題や、福祉現場の人員不足による負担、あらゆる組織が機能分化・分業を採用するなか、立場や業務が優先されることも作用する。この業務優先という制約の中で利用者のサービスは提供されてきた。近年、より良いサービスを受ける権利の実現のための施策が進展してきたが、福祉現場の目覚ましい改善は無く、このことは福祉全体の变革を阻む。第三者評価事業の実践モデルの創設と稼働は、第三者評価事業が機能するための新たな知見となる。福祉施設がより良いサービスを提供する上で、今こそ着手すべき新たな構造的課題も見つかり、研究視点に追加し、国民のより良いサービスを受ける権利の実現を目指した研究を進めていきたいと考える。

引用・参考文献

- 1) 児島美都子 国際医療福祉最前線 各国の医療保障制度 1999.10
- 2) MarcDeHert ベルギーにおける精神医療体系と診療 日精協誌 第30巻 2011.9
- 3) 佐々木一 日本と似た国、ベルギーの精神医療改革から学ぶこと 日精協誌 第31巻 2012.3
- 4) エンサイクロペディア社会福祉学 各国・地域の社会福祉
- 5) 橋本明 地域精神医療におけるファミリーケアの今日的役割 Hiroshima Bunka Gakuen University
- 6) 橋本明 ゲール・ファミリー・ケア・リサーチ・プロジェクト - アメリカ・ベルギー協働研究の発展と挫折 - 社会福祉研究 第18巻
- 7) 兼松博之・谷口真由美・矢島雅子 第三者評価事業を社会福祉施設に根づかせるための実践モデルの形成, 中部学院大学・中部学院大学短期大学部紀要, 第23号, 2022.3

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 兼松博之	4. 巻 第22巻 第2号
2. 論文標題 「知的障がい者家族が社会的ケアを受け入れる困難性」 - 短期入所利用をめぐる母親の思いに焦点を当てて -	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 人間福祉学会誌	6. 最初と最後の頁 27-34
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 兼松博之 谷口真由美 矢島雅子	4. 巻 第23号
2. 論文標題 第三者評価事業を社会福祉施設に根づかせるための実践モデルの形成	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 中部学院大学・中部学院大学短期大学部研究紀要 第23号	6. 最初と最後の頁 163-167
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 岩佐涉 兼松博之 谷口真由美
2. 発表標題 『評価を改善に繋げる実践モデルの検証 モバイルチーム実践に焦点をあてて』
3. 学会等名 人間福祉学会(中部学院大学)
4. 発表年 2023年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	矢島 雅子 (Yajima Masako) (60581600)	京都ノートルダム女子大学・現代人間学部・講師 (34312)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	北川 博司 (Kitagawa Hiroshi) (90788879)	中部学院大学・人間福祉学部・講師 (33707)	
研究分担者	兼松 博之 (Kanematsu Hiroyuki) (70912583)	中部学院大学・人間福祉学部・講師 (33707)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関